

上天草市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

上天草市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状1
2. 目標2
3. 計画の期間2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校や社会を取り巻く環境は大きく変化し、子供たちが抱える課題が多様化している。それに伴い、学校や教育職員に求められる役割は一層拡大し、その内容も複雑化している。さらに、様々な教育改革への対応が求められる中で、教育職員が担う業務が増加し、教育職員の長時間勤務が深刻な課題となっている。

将来を担う子供たちに必要な資質・能力を育成し、個々の課題に適切に対応しながら、その学びと成長を支えていくためには、教育職員が心身の健康を維持し、学習指導や生徒指導をはじめとする教育活動に意欲的に取り組むことができる環境を整備していくことが不可欠である。

そこで、本市において、保護者や地域の方々等の理解と協力を得ながら、教育委員会と学校が一体となって学校現場の働き方改革を推進し、子供たちの充実した学びの保障と教育職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目的として、「上天草市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

本計画のもと、教育職員が日々の生活の質を高め、人生をより豊かなものにするとともに、本市の将来を担う子供たちが、豊かな知性・健やかな心と体を備え、ふるさと上天草に誇りを持ち未来を切り拓いていくことができるよう学校・家庭・地域・行政が一体となって取り組んでいく。

(2) 本市の現状

○ 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。その結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	29時間7分	20.8%	0.8%
中学校	40時間23分	54.2%	5.0%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で54.2%と多くなっている。部活動や校務分掌などの業務の負担感が大きくなっており、業務の効率化や適正化を図ることが必要である。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下とする。

【R6:5.85】

- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を引き続き100以下とする。

【R6:97.4】

- ・教育職員が、子供たちや保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、子供たちが登校する時刻を見直すとともに、地域見守りボランティアやPTA活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 学校徴収金の徴収・管理

- ・全小中学校の給食費の無償化を行い、学校徴収金の公会計化を目指すことで、各学校における事務負担の軽減を行う。

(ウ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、子供たちが補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された子供たちの引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うこと等関係機関との連携を行う中で改めて確認を行う。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・各学校配置の地域学校協働活動推進員を活用し、関係者間の連絡調整を行うことを徹底する。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務の専門性を高め、教育職員が教育活動に専念できる環境を整備するため、大矢野学校事務センター及び南部学校事務センターの機能を強化する。

(イ) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和13年度までに、休日の全ての部活動の地域展開を実現することを目指し、実施可能な部活動から順次対応していく。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、さらなる部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や生成AI技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(イ) 支援が必要な子供たち・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・自立支援相談員・いじめ問題等アドバイザー等の生徒支援関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる組織体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直すとともに、日課の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、成績処理や出席管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、50%にする。
- エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を校内及び教育委員会内に設置し、相談体制を確立する。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、夏季休業等の期間中に少なくとも3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、上天草市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での子供たち等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。